児童手当制度改正に伴うお手続きのご案内

**１．はじめにお読みください**

このご案内は**竹田市から児童手当の支給を受けていない方向けのご案内**です。

このご案内では次の用語を用いて説明します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **大学生世代**のお子さん  平成14年4月2日から  平成18年4月1日までに  生まれた方で、大学生に限らず、各種学校、アルバイト、無職等の場合も対象です。 | **高校生世代**のお子さん  平成18年4月2日から  平成21年4月1日までに  生まれた方で、高校生に限らず、各種学校、アルバイト、無職等の場合も対象です。 | **高校生以下**のお子さん  平成18年4月2日以降に  生まれた方で、高校生に限らず、各種学校、アルバイト、無職等の場合も対象です。 | **中学生以下**のお子さん  平成21年4月2日以降に  生まれた方です。 |

※いずれの場合も、児童養護施設等に入所中の場合は、対象外です。

**２．制度改正の主なポイント**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **高校生世代**まで支給期間が延長されます | |  | 保護者の収入に関係なく、支給されます | |
| 改正前（現行） | **改正後** |  | 改正前（現行） | **改正後** |
| **15**歳年度末  （中学校卒業月まで） | **18**歳年度末  （高校卒業月まで） |  | 所得制限あり | 所得制限なし |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 3人目以降のお子さんの支給額が増えます | |  | 支給月が変わります | |
| 改正前（現行） | **改正後** |  | 改正前（現行） | **改正後** |
| 3人目以降、1人につき  月額**15,000**円 | 3人目以降、1人につき  月額**30,000**円 |  | 年**3**回支給  （2・6・10月） | 年**6**回支給  （2・4・6・8・10・12月） |

**３．制度改正後（初回支給2024年12月）からの支給額について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 3歳未満 | 3歳以上18歳年度末まで |
| 第1子  ・  第2子 | 1人につき、月額**15,000**円 | 1人につき、月額**10,000**円 |
| 第3子以降 | 1人につき、月額**30,000**円 | |

　※**大学生世代**のお子さんから年齢順に第1子、第2子と数え、**高校生以下**のお子さんが第3子以降となる場合、3人目以降、1人につき月額30,000円となります。

**４．手続きが不要な方**

以下に当てはまる方は児童手当支給の対象とならないため**お手続きが出来ません**

**・大学生世代**のお子さんのみ養育されている方

**５．手続きのご案内**

　手続きが必要となる方については、以下の通りです

|  |  |
| --- | --- |
| **手続きが必要な方** | **提出書類** |
| **高校生以下**のお子さんを養育されている方  **※所得上限限度額超過を理由に児童手当の支給対象外**となっていた方も対象です | □児童手当認定請求書  □申請者名義の健康保険証  □申請者名義の口座番号などが分かる書類 |
| **大学生世代**及び**高校生以下**のお子さんを養育しており、養育しているお子さんが3人以上の方  **※所得上限限度額超過を理由に児童手当の支給対象外**となっていた方も対象です | □児童手当認定請求書  □申請者名義の健康保険証  □申請者名義の口座番号などが分かる書類  □監護相当・生計費の負担についての確認書  □**大学生世代**のお子さんの個人番号（マイナンバー）が分かる書類 |
| (上記に加え)**高校生以下**のお子さんと別居している方 | □別居監護申立書  □別居しているお子さんの住民票 |

※上記の書類に加え、養育しているお子さんに関して経済的な負担があることを確認できる書類を求める場合が

あります。

※申請書類の様式は社会福祉課窓口に設置しています。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。

**６．申請期限**

一次締切：**令和7年1月15日（水）まで**

　提出書類を令和7年1月15日（水）までにご提出ください。

　なお、今回の改正に係る手続きの最終期限は令和7年3月31日までです。令和7年1月16日以降の手

続きでも、令和6年10月分に遡って支給されますが、令和6年10月・11月・12月・1月分の手当支給月は令和

7年1月以降になります。最終期限を過ぎた場合は、原則遡っての支給はできません。

※令和6年9月30日以前に転出された方は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

**７．公務員の方へ**

生計中心者（夫婦の場合、所得の高い方）が公務員の場合は、勤務先から児童手当が受給されます。勤務先に

よって手続きが異なりますので勤務先にお問い合わせください。

※勤務先から児童手当を受給することができる公務員の方が竹田市で申請手続きをすると、二重支給により過払

いが発生する可能性がありますのでご注意ください。

**８．申請・問い合わせ先**

竹田市こども家庭センター「すまいる」窓口（竹田市役所社会福祉課内）　　電話番号：0974-63-4823